

インターネットを利用した選挙運動の解禁を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成19年9月28日

提出者

7番 川 名 ゆうじ

5番 砂 川 なおみ

22番 山 本 あつし

25番 深 沢 達 也

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

## インターネットを利用した選挙運動の解禁を求める意見書

政党や議員がホームページを使い政策情報を提供することや電子メールを使い有権者と意思疎通を図るなど、インターネットは政治活動において欠かせないツールとなっています。アメリカ、イギリス、ドイツ等の多くの国ではインターネットを活用した選挙運動が行われているのに対し、わが国においては選挙期間中のインターネットの利用は、公職選挙法で禁止されています。

こうした状況を反映して、総務省の「IT時代の選挙運動に関する研究会」が2002年8月にまとめた報告書は、インターネット選挙運動により、候補者情報の充実、国民の政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、金のかからない選挙の実現などはかり知れない効果が期待できるとしてネット選挙運動の解禁を提言しています。

よって、武蔵野市議会は政府に対し、インターネットを選挙運動の手段として積極的に活用するため、以下の点を踏まえた公職選挙法の法改正を行うよう強く求めます。

### 記

- 1 インターネット関連技術の急速な進歩に対応するため、ホームページ、ブログ、電子メール等のインターネットの形態を幅広く選挙運動に活用できるようにすること。
- 2 インターネットを用いた誹謗中傷、なりすまし等の不正行為への対策を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 月 日

武蔵野市議会議長 近藤和義

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

あて